

生駒市訓令甲第 2 号

生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

生駒市職員被服貸与規程（昭和 4 6 年 4 月生駒市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「経営企画部」の次に「（危機管理課を除く。）」を、「総務部」の次に「（総務課総務係を除く。）」を、「、教育委員会事務局」の次に「（教育総務課庶務係及び新しい学校づくり係、幼保こども園課整備係、生涯学習課文化振興係並びにスポーツ振興課施設係を除く。）」を加え、同表第 6 項第 1 号中「、危機管理課及び総務課総務係」を削り、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同表中第 1 8 項を第 2 3 項とし、第 1 7 項を第 2 2 項とし、第 1 6 項を第 2 0 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

2 1	エプロン	保育等に従事する職員のうち、必要と認めるもの	4
-----	------	------------------------	---

別表第 1 中第 1 5 項を第 1 9 項とし、第 1 4 項を第 1 8 項とし、第 1 3 項の次に次の 4 項を加える。

1 4	調理用長靴	調理業務に従事する職員	1
1 5	調理用靴	調理業務に従事する職員	1
1 6	調理用空調服	調理業務に従事する職員	2
1 7	調理用エプロン	調理業務に従事する職員	4

別表第 2 中「財務部」を「経営企画部（危機管理課に限る。）、総務部（総務課
総務係に限る。）、財務部」に改め、「都市整備部」の次に「、教育委員会事務局
（教育総務課庶務係及び新しい学校づくり係、幼保こども園課整備係、生涯学習
課文化振興係並びにスポーツ振興課施設係に限る。）」を加え、同表に次のように
加える。

1 0	夏用体操服（上、下）	スポーツ振興課の職員	1
1 1	冬用体操服（上、下）	スポーツ振興課の職員	1

附 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。